

平成 28 年度 京都市立桂坂小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

(1) 目的

いじめとは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせ、自殺や不登校を引き起こす恐れのある深刻な人権問題である。

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年）第 13 条に基づき、本校のいじめ対策推進法の基本的な方向、具体的な取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等のための対策は全ての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、いじめの防止等のための対策は全ての児童がいじめを行わず、児童の周りで行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないよう、いじめが児童の心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨とする。

加えて、いじめを受けた児童の生命や心身を保護することが特に重要なことを全職員で理解し認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭、その他の関係機関との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会の設置

ア 委員会名 桂坂小学校いじめ対策委員会

イ 構成員（職名又は校務分掌）

学校長、教頭、教務、生徒指導主任、養護教諭、栄養教諭、生徒指導委員会
スクールカウンセラー

ウ 開催時期

定例委員会（毎月第 1 月曜日）を開催。ただし、緊急時の対応の場合はその時に応じて開催する。

エ 委員会として取り組む内容

- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認等。
→児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発など。
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討。
- 取組の推進や基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認。
- ・各学年の児童生徒の情報交換と課題の共有。
- ・いじめに関する情報に対する支援や指導及び保護者との連携の確認。
- いじめや疑われる行為を発見した場合の集約窓口になり、その後の対応を行う。
- ・重大事態に対する判断と対応。
- ・関係機関、専門機関との連携対応。

※ 会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

(2) 教職員の資質向上（校内研修）

ア 基本的な考え方

- ・児童の内面から発せられる様々な声に、常に目と耳を傾けることが生徒指導の基本であることを教職員全体で共通理解する。
- ・「いじめ防止対策推進法」「いじめ不登校対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、いじめの未然防止対策・早期発見に向けた対策、発覚時の適切な対応の校内研修の充実を図る。
- ・普通授業・学級経営と生徒指導の関わり等、望ましい人間関係や集団指導の在り方の研修の充実を図る。

イ 研修の時期・内容等

研修の時期は、以下の時期に実施する。

4月（学校いじめ防止基本方針の共通理解研修）

5月（児童理解研修）

6月（いじめに特化した研修）

8月（情報モラル研修）

10月（児童理解研修）

内容は「桂坂小学校いじめ防止基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」「情報ネットワークを使いたいじめ研修」「アンケート結果を基にした研修」「児童理解研修」を予定している。

3 基本的施策

(1) 学校におけるいじめの未然防止

ア 授業改善

- ・全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施。
- ・学習時の規律（約束やルール等）を全ての児童が確実に身につけ、意欲的に、また安心して学習に取り組める環境作りを行う。
- ・言語活動とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習内容や形態の工夫をする。
- ・全ての児童に習得すべき基礎学力の定着を図る。
- ・各教科・特別活動と道徳との関わりを把握し、全教育活動を通して道徳性が身に付くような指導を構築していく。

イ 道徳教育

- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・6年間を通して道徳的価値が偏らないよう、低学年からバランスよく価値を配分していく。（道徳の年間計画の作成等）
- ・いじめやおもいやりに関わる道徳教材を積極的に実施する。
(副読本「私たちの道徳」等)
- ・視覚に訴えた「いじめ」の道徳授業を実施する。（映像やパワーポイントの使用など）
- ・警察のスクールソーシャルワーカーによる非行防止教室を実施する。
- ・道徳を研究に位置付け、道徳教育のより一層の深化を図る。

ウ 体験活動

- ・宿泊を伴う学習やその他の体験学習を通して仲間との関係づくりを行う。
- ・運動会や縦割り活動、学習発表会などの学校行事を通して仲間との関係づくりを行う。
- ・西総合支援学校の生徒との交流やふれあいの里の方との交流を通して、道徳的価値の深まりを図る。

エ 児童生徒が自主的に行う活動

- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・縦割り活動の交流を進め、人と関わる力の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成を図る。
- ・12月の人権月間の取組で、人権標語・スローガンを作成する。
- ・挨拶運動期間を設定し、児童会の児童が所定の場所に立ち、挨拶を奨励する。
- ・校内安全期間を設定し、児童会の児童が所定の場所に立ち、廊下を走らないよう呼び掛ける。

オ 児童生徒へのはたらきかけ

- ・問題のある言動については、「社会で許されない行為は、学校においても許されない」という毅然とした態度で指導を徹底する。
- ・児童がお互いに指摘し合い、高まりあえる支援・指導を構築する。
- ・12月の人権月間で人権に関わる内容を取り上げる。
- ・人権集会で校長から全校児童に話をする。
- ・非行防止教室、情報モラル教室の実施と事後指導で他学年に発信する。

カ 保護者への啓発

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「桂坂小学校いじめ防止基本方針」の内容を発信・周知し、いじめの防止や解消に保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・人権月間での学級懇談会で啓発する。（参観・懇談）
- ・非行防止教室、情報モラル教室の保護者の参観を実施する。

キ その他

- ・学校評価アンケートやいじめアンケート・クラスマネージメントの結果分析をし、日常の生活・学習指導の改善に努める。

(2) いじめの早期発見のための措置

ア 情報の集約と情報の共有

- ・教職員は、児童の変容や問題行動等の情報収集に努め、いじめ・不登校に関する情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」に報告し、組織で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、学年会を通して全教職員で共有する。
- ・重大案件については、緊急に「いじめ対策委員会」を開き、対応等の検討後、全職員で情報を共有する。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

(ア) アンケートの実施

- ・いじめに特化したアンケートを9月と1月に実施し、いじめの兆候の早期実態把握を行う。また、4～6年生においては、9月以外にも必要に応じてクラスマネージメントシートを行い、学級経営の状態を把握し学級経営の見直しを図る。
- ・学校評価アンケートにいじめの項目を盛り込んで9月に行い、実態の把握に努める。

(イ) 教育相談の実施

- ・各学年毎に「教育相談週間」を設定し、相談活動を積極的に行う。その際に、担任は上記のアンケートの結果を把握し、児童の観察に努める。
- ・「いじめ対策委員会」とスクールカウンセラーが連携をし、児童がスクールカウンセラーと定期的に相談できる環境を作る。

ウ ネットを通して行われるいじめに対する対策の推進

- ・全学級で情報モラル教育を積極的に行い、未然防止を図る。
- ・外部講師を招いて情報モラル教育を行い、事例研修等で理解を深める。
- ・地域生徒指導連絡協議会や情報モラル教育の授業参観等を活用して地域への啓発活動を行う。

エ その他

- ・積極的な家庭訪問で児童理解の機会を増やす。
- ・定期的な「いじめ対策委員会」の実施による情報共有と組織的な動きを構築する。
- ・登校や下校、朝読書や休み時間、掃除時間等、たくさんの教職員による校内の巡視による児童の見守り活動を実施する。
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりを構築する。

4 いじめが起こったときの措置

(1) 基本的な考え方

早期発見、早期報告を基本とし、「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」「学校いじめ防止基本方針」を踏まえ、いじめの芽もいじめととらえつつ、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会をはじめとする関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善、再発防止に向けた取組を進める。

(2) いじめが発覚したときの対応

- ・些細なことや疑いを含め、いじめの発見や報告があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」（担任任せにならない組織的な対応をする）で情報を共有すると同時に、いじめの事実確認を行う。
- ・事実が発覚した場合、速やかな対応、丁寧な聞き取りを行い、正確な事実関係を記録する。（被害の態様、状況、構造、動機、背景など）事案によっては、警察に連絡を入れる。
- ・重大事態の防止のために、被害児童の保護を最優先に考えた対応をし、加害児童には責任ある指導をする。また、その事実確認をした内容や指導した内容を保護者に連絡をし、京都市教育委員会に報告する。
- ・周りにいた児童にも自分ごととして捉えさせ、学級や学年の集団への指導も行う。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、京都市教育委員会を通じて、重態事態が発生した旨を市長に報告する。その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するために京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

- ・速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。
- ・京都市教育委員会が調査主体となった場合、その指示のもとで資料の提出などをを行い、調査への協力をする。
- ・本校が調査主体となった場合、本校の下に調査組織を設置する。これは、事実関係を明確にするための調査を行い、京都市教育委員会に調査結果を報告する。この調査結果を踏まえて、必要に応じて保護者へ適切な情報提供をし、同種の事態発生の防止に向けた取組の推進を行う。

※重大事態の定義

- ・生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。

6 関係機関との連携

ア 地域・家庭との連携の推進に向けて

桂坂小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「桂坂小学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深めるために、懇談会や地域生徒指導連絡協議会等にて周知していく。また、スクールガードリーダーや少年補導委員等の学校に関連している団体や地域の団体と連携を密にしておく。

イ 関係機関との連携の推進に向けて

事案によっては警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所やスクールカウンセラー等との連携を図り、加害児童や被害児童の精神的ケアを図る。

7 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	いじめ対策委員会(1回) 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解	なかよしの日 (なかよし目標) 道徳の時間		学級懇談会 家庭訪問
5	いじめ対策委員会(1回)	なかよしの日 (やまゆりの児童) 修学旅行 道徳の時間		家庭訪問
6	いじめ対策委員会(1回) 「いじめ」に特化した研修会	縦割り活動 道徳の時間 非行防止教室		教育フォーラム
7	いじめ対策委員会(1回)	道徳の時間		個人懇談会
8				
9	いじめ対策委員会(1回)	縦割り活動 道徳の時間 携帯モラル教室(5・6年)	教育相談週間 児童学校評価 (1回目) いじめアンケート 低：記名式アンケート 高：クラマネ	学級懇談会 (情報モラルの内容についても行う)
10	いじめ対策委員会(1回)	縦割り活動 道徳の時間		
11	いじめ対策委員会(1回)	なかよしの日 (同和教育) 道徳の時間		

1 2	いじめ対策委員会(1回) 年間計画見直し	なかよしの日 (人権教育) 人権集会 道徳の時間	人権集会	人権参観 人権懇談会 (保護者への啓発)
1	いじめ対策委員会(1回)	道徳の時間	いじめアンケート(2回目) : 記名式アンケート	
2	いじめ対策委員会(1回)	情報モラル教育(6年) 道徳の時間		学級懇談会
3	いじめ対策委員会(1回) 年間計画見直し	道徳の時間	児童学校評価 (2回目)	

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・ 「いじめに関するアンケート」

9月：低（記名式アンケート）高（クラマネ）
 1月：低（記名式アンケート）高（クラマネ）

※これ以外にも、高学年は必要に応じてクラマネを実施する。

- ・ 「校内研修」
- ・ 「未然防止の取組」（学年又は全校の取組）
- ・ 「個別面談」「教育相談」